

福岡市住居確保給付金のご案内

1 住居確保給付金とは

離職、廃業又は休業等での収入減少により、経済的に困窮し、住宅を失った方や住宅を失うおそれのある方に対し、家賃相当分の給付金を支給し、住宅の確保と就職に向けた支援を行います。

2 対象者（概要）

次の①から⑧の 全てに該当する方。

- ①住宅を失った、または失うおそれがある。
- ②離職、廃業の日から2年以内、又は、
休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある。
- ③離職等の前に、世帯の生計を主に維持していた。
- ④~~ハローワークに求職申込を行い、~~求職活動を行う、または行っている。【要件緩和中】
- ⑤申請者の世帯の収入の合計が、収入基準額以下である（※1）。
- ⑥申請者の世帯の金融資産（預貯金及び現金）の合計が、一定額以下である（※2）。
- ⑦職業訓練受講給付金を、申請者及びその世帯員が受けていない。
- ⑧申請者及びその世帯員が暴力団員でない。

※1 収入基準額（申請月の世帯収入がこの額を超える場合、支給対象となりません。）

収入基準額＝基準額＋家賃額（上限あり）

（例1）単身世帯で、家賃額が3.0万円の場合

$$8.4万円 + 3.0万円 = 11.4万円$$

（例2）単身世帯で、家賃額が5.0万円の場合

$$8.4万円 + 3.6万円 = 12.0万円$$

| 世帯員数 | 収入基準額 | | | (参考) 上限額 |
|-------|-----------|---|------------------|----------|
| 単身世帯 | 基準額 8.4万円 | + | 家賃額 (上限3.6万円) 以下 | 12.0万円 |
| 2人世帯 | " 13.0万円 | + | " (上限4.3万円) 以下 | 17.3万円 |
| 3人世帯 | " 17.2万円 | + | " (上限4.7万円) 以下 | 21.9万円 |
| 4人世帯 | " 21.4万円 | + | " (上限4.7万円) 以下 | 26.1万円 |
| 5人世帯 | " 25.5万円 | + | " (上限4.7万円) 以下 | 30.2万円 |
| 6人世帯 | " 29.7万円 | + | " (上限5.0万円) 以下 | 34.7万円 |
| 7人世帯 | " 33.4万円 | + | " (上限5.6万円) 以下 | 39.0万円 |
| 8人世帯 | " 37.0万円 | + | " (上限5.6万円) 以下 | 42.6万円 |
| 9人世帯 | " 40.7万円 | + | " (上限5.6万円) 以下 | 46.3万円 |
| 10人世帯 | " 44.3万円 | + | " (上限5.6万円) 以下 | 49.9万円 |

※2 金融資産の額

| | |
|--------|-----------|
| 世帯員数 | 預貯金・現金の計 |
| 単身世帯 | 50.4万円以下 |
| 2人世帯 | 78.0万円以下 |
| 3人世帯以上 | 100.0万円以下 |

3 支給方法・支給額

給与収入（総支給額から交通費を差し引いた額）
事業収入（経費を差し引いた額）
や、年金、手当、仕送り等の収入を合計。

① 支給方法

福岡市から賃貸住宅の貸主等に直接振り込みます。

② 支給額 家賃相当額（下表の額が上限）

| 世帯員数 | 上限額 |
|---------|-------|
| 単身世帯 | 3.6万円 |
| 2人世帯 | 4.3万円 |
| 3人～5人世帯 | 4.7万円 |
| 6人世帯 | 5.0万円 |
| 7人世帯以上 | 5.6万円 |

○世帯の収入が「基準額」を超える場合の支給額は、左の表の上限額を最大として、
基準額＋実際の家賃額－収入の額で計算
(例)単身世帯で家賃額5.0万円、収入11.0万円
支給額＝8.4万円＋5.0万円－11.0万円
＝2.4万円

ただし、世帯の収入が、「2 対象者（概要）※1 表」の「基準額」（単身世帯の例で8.4万円）を超えるときは、支給額が調整される場合があります。

4 支給期間

原則3か月（一定の条件を満たせば、最大9か月まで受給できます。）

5 支給期間中の求職活動

支給期間中は、下記①～③の求職活動を行うことが必要です。【要件緩和中】

①毎月2回以上、ハローワークの職業相談を受けること

②毎月4回以上、福岡市生活自立支援センターでの就労に関する面談を受けること

③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること

※離職又は廃業していない方は、①及び③については要件ではありませんが、アルバイト（副業）などを行うことを含め、ご検討いただくこととされております。

注：新型コロナウイルス感染症の影響により、当面の間、ハローワークへの求職申込は必要なく給付金の申請を受け付けており、また上記①は求めず、②は月に1回以上として主に電話で行っています。

6 その他

○申請から1か月以内に必要書類が揃わない場合、申請が却下されます。

○住宅確保に必要な敷金や当面の生活費等は、社会福祉協議会が実施する貸付事業の活用も可能です（住居確保給付金とは利用するための要件が異なります）。

○虚偽の申請等により給付金を不適正に受給した場合、過支給分を徴収します。

7 相談・申請先

福岡市生活自立支援センター

〒810-0001 福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィス7階

電話：0120-17-3456（フリーダイヤル）、092-732-1188

FAX：092-732-1190

開館時間：9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始休館）